

NO.84 2011.2.18

# 労働徳島

発行 徳島県商工労働部  
 労働雇用政策局労働雇用課  
 徳島市万代町1丁目1番地  
 Tel.088-621-2348 Fax.088-621-2852  
 県ホームページ [www.pref.tokushima.jp/](http://www.pref.tokushima.jp/)

## ファミリー・サポート・センターが新しく設置されました!

●徳島県内には、徳島（徳島市、小松島市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町）、板野東部（松茂町、北島町、藍住町及び板野町）、阿南（阿南市）、鳴門（鳴門市）、美馬（美馬市）の5カ所に置かれていましたが、新たに吉野川市及び阿波市の2カ所に設置されました。

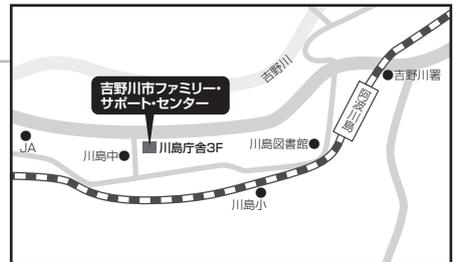
### 吉野川市ファミリー・サポート・センター

〒779-3395 吉野川市川島町桑村 2421-1  
 川島庁舎 3F 子育て支援センター内  
 TEL (0883) 25-6616 FAX (0883) 25-6617

吉野川市ファミリー・サポート・センターは、吉野川市川島庁舎3階（子育て支援センター内）に平成22年10月1日より開設し、約半年が経過しました。

まだ開設して間もないので会員数や活動件数も少数ですが、段々と増えてきており、実際に利用した会員からも「本当に助かった。」「また利用したい。」などの声が聞かれ、働く保護者の子育て支援に役立っているという手応えを実感しています。

これからも、地域の人たちの繋がりを広げながら、安心して子育てが出来る環境づくりを目指したいと思っています。よろしくお祈りします。



吉野川市 川島庁舎



### 阿波市ファミリー・サポート・センター

〒771-1695 阿波市市場町市場字上野段 385-1  
 市場支所 2F 子育て支援課内  
 TEL (0883) 36-3520 FAX (0883) 36-3520



**平成23年4月1日から  
相互援助活動をスタートします!!**

地域全体で、子育てを支え合うことによって「子育てにやさしいまち“阿波市”」を目指します!

**会員募集中!**

- ★入会の手続きは★
- 会員登録（無料）
  - 入会申込書に記入・押印
  - 窓口：子育て支援課またはファミサポ事務局



阿波市ファミサポ事務局



提供・両方会員講習会風景



### ●その他のファミリー・サポート・センター

会員の登録条件、活動内容については、各ファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

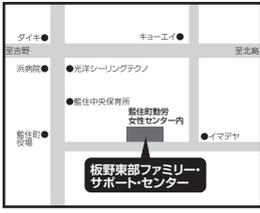
**徳島ファミリー・サポート・センター**

〒770-0942  
徳島市昭和町3丁目35-1  
わーくびあ徳島(労働福祉会館)4F  
TEL (088) 611-1551  
FAX (088) 611-3323



**板野東部ファミリー・サポート・センター**

〒771-1203  
板野郡藍住町奥野字矢上前32-1  
藍住町勤労女性センター内  
TEL (088) 693-3033  
FAX (088) 693-3034



**阿南ファミリー・サポート・センター**

〒774-0030  
阿南市富岡町今福寺40-17  
阿南市福祉会館2F  
TEL (0884) 24-5550  
FAX (0884) 24-5552



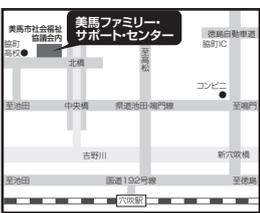
**鳴門ファミリー・サポート・センター**

〒772-0002  
鳴門市撫養町斎田字岩崎146  
TEL (088) 683-0788  
FAX (088) 683-0798



**美馬ファミリー・サポート・センター**

〒779-3610  
美馬市脇町大字脇町1303番地3  
美馬市社会福祉協議会内  
TEL (0883) 53-2528  
FAX (0883) 53-2529



**ファミリー・サポート・センター事業についてのお問い合わせは**

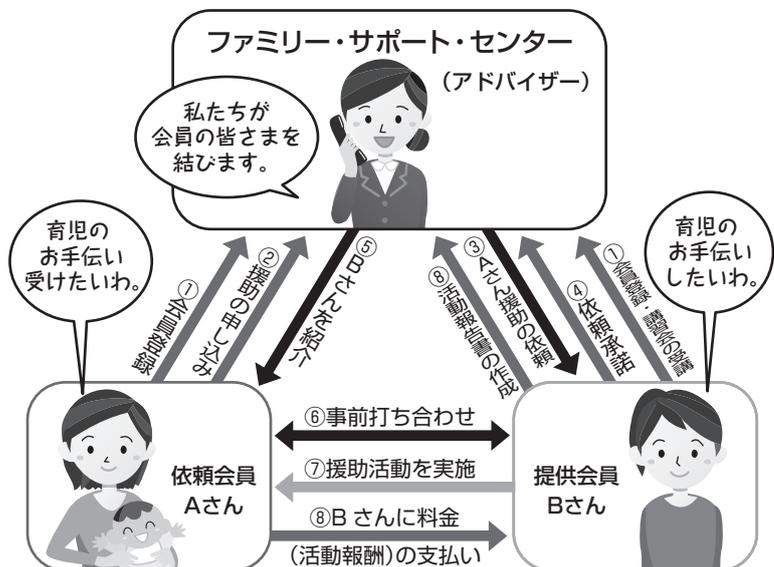
徳島県商工労働部労働雇用政策局労働雇用課まで  
〒770-8570 徳島市万代町1-1  
TEL 088-621-2347  
FAX 088-621-2852

### ●ファミリー・サポート・センターとは

#### こんな時にご利用できます

- 保育園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブおよび学習塾等の
  - ・開始時間まで預かります。
  - ・終了時間後預かります。
  - ・送迎を行います。
- おさんさんの軽度の病気や保護者の臨時的就労、求職活動などの時預かります。
- こんな時も…
  - ・学校行事・病院・冠婚葬祭など、子どもを連れて出かけにくい時
  - ・買い物・映画・コンサートなど、たまにはリフレッシュしたい時

#### 援助活動の流れ



# 徳島県はぐくみ支援企業の 認証を取得しませんか

徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは？

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

## 認証企業等一覧（2010年11月4日～2011年2月7日）

子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組む企業はこちらです。

企業名	業種
株式会社イーアンドイー・リサーチ	環境調査サービス業
有限会社香西会計事務所	その他のサービス業
株式会社アビック	小売業
中央電気建設株式会社	建設業
自治労徳島県本部	労働組合
株式会社大一器械	機械器具卸売業
有限会社ひかりや商店	化粧品小売業
徳島健康生活協同組合	医療業

### ☆左記企業の主な取組内容

- 1 短時間勤務制度の導入
- 2 ノー残業デーの設定
- 3 所定外労働の削減
- 4 看護休暇制度の導入

### ★認証を受けるのに必要な要件は

- 1 徳島県内に本店、支店または営業所等を有し、常時雇用している労働者がいる。（民間の会社だけでなく、個人企業や協同組合、医療法人、学校法人、団体等も応募できます）
- 2 期間が2年以上5年以下の「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ている。
- 3 「一般事業主行動計画」に掲げた目標の実施に向けた取組みや対策を行っている。

### ★はぐくみ支援企業に認証されると

- 1 子育て支援に積極的に取り組む企業として、イメージアップにつながります。
- 2 徳島県のホームページで「はぐくみ支援企業」として取組みをPRします。
- 3 働きやすい職場づくり支援アドバイザー（社会保険労務士）の相談が3回無料で受けられます。
- 4 金融機関による低利融資の支援対象となります。  
（取扱金融機関：阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、商工組合中央金庫、三菱東京UFJ銀行）  
などのメリットがあります。

### ★応募方法について

お申し込みは、次の書類を下記の応募先までご提出ください。郵送、持参いずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業認証申込書
- 「一般事業主行動計画」の写し
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し

### ★応募先・お問い合わせについて

労働雇用課 働きやすい職場づくり担当 TEL 088-621-2347

# 一般事業主行動計画の策定・届出はお済みですか

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づいて、従業員数が301人以上の企業は、自社の従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局にその旨を届け出ることが義務づけられています。

## ●一般事業主行動計画の策定・届出、公表及び従業員への周知義務企業が拡大します

次世代法の改正により、一般事業主行動計画の策定・届出、公表及び従業員への周知義務企業が、平成23年4月1日以降、従業員数が101人以上の企業について義務となります。

対象企業におかれましては、行動計画の策定準備をお願いします。

	現 行	平成23年4月1日以降
301人以上の企業	義 務	義 務
101人以上300人以下の企業	努力義務	義 務
100人以下の企業		努力義務

### ・公表方法（次のいずれかにより行ってください。）

#### ①インターネットの利用

（例）仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業の取り組みなどを掲載しているサイト「両立支援のひろば」（<http://www.ryouritsushien.jp/>）の利用（掲載料無料）、自社のホームページへの掲載など

#### ②その他の適切な方法

（例）日刊紙への掲載など

### ・従業員への周知方法（次のいずれかにより行ってください。）

①事業所の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること ②書面を従業員へ交付すること ③電子メールを利用して従業員へ送信すること ④その他の適切な方法

## 特別労働相談を実施します！

現下の厳しい経済情勢のなか、年度末を控え、県内においても派遣労働者、有期契約労働者やパート労働者等の非正規労働者の解雇や雇止め等、また、正規労働者のリストラ解雇や労働条件の一方的切り下げ等が予想されます。県では（社）徳島県労働者福祉協議会と共催し、そのような状況に対応するため、次のとおり「特別労働相談」を実施します。

### 特別労働相談会の開催

日時 3月1日（火）・2日（水） 午前10時から午後5時まで

場所 徳島県労働福祉会館（徳島市昭和町3丁目35-1）

電話：0120-783-072（フリーダイヤル）

●電話「仕事なんでも相談室」（徳島県労働者福祉協議会）及び面接（労働福祉会館別館3階303号室）において対応させていただきます。予約は不要です。

深刻な労働問題から、ちょっとした悩みや疑問にもお答えします。お気軽にご利用ください。

# 職場のセクシュアルハラスメント対策は 法律により義務づけられています

○**職場におけるセクシュアルハラスメント**は、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することの妨げにもなります。それはまた、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障につながり、社会的評価に悪影響を与えかねない問題です。

男女雇用機会均等法第 11 条では、セクシュアルハラスメント対策として雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけています。講ずべき具体的な措置の内容および例示は**指針**（「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」）において 9 項目示されています。

## ◇男女雇用機会均等法のセクシュアルハラスメント対策規定

第 11 条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

## ○指針の 9 項目は次のとおりです

### 1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ① セクハラの内容、あってはならない旨の方針の明確化と周知・啓発
- ② 行為者への厳正な対処方針、内容の規定化と周知・啓発

### 2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口の設置
- ④ 相談に対する適切な対応

### 3 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係の迅速かつ正確な確認
- ⑥ 当事者に対する適正な措置の実施
- ⑦ 再発防止措置の実施

### 4 1 から 3 までの措置と併せて講ずべき措置

- ⑧ 当事者等のプライバシー保護のための措置の実施と周知
- ⑨ 相談、協力等を理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨の定めと周知・啓発

- ・事業主が措置義務違反に対する是正勧告に応じない場合、企業名が公表されます（均等法第 30 条）。
- ・事業主が報告徴収に応じない場合または虚偽の報告をした場合、20 万円以下の過料に処せられます（均等法第 33 条）。

問い合わせ先 徳島労働局雇用均等室

徳島市徳島町城内 6-6（徳島地方合同庁舎）TEL 088-652-2718

厚生労働省のホームページもご参照ください。

厚生労働省 セクシュアルハラスメント

検索

募集・採用に当たって

事業主の  
皆さまへ

# 3年以内既卒者は 新卒枠で応募受付を!!

## 1. 「青少年雇用機会確保指針」が改正されました

新卒者の就職環境は、大変厳しい状況になっています。

意欲・能力があるにもかかわらず、厳しい就職環境の時期に当たったため、在学中に就職が決まらず就職浪人する既卒者が数多い中、こうした人たちに新卒採用の門戸を閉ざすことは、企業にとっても大きな損失です。

このため、雇用対策法第7条および第9条に基づき、厚生労働大臣が定めた「**青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針**」に、**新卒採用に当たって、少なくとも卒業後3年間は応募できるようにすることなどが追加されました。**

### 【事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置】

- 二 意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業生についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業生が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるものとする。また、学校等の新規卒業予定者等を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

## 2. 既卒者を採用する企業を支援する奨励金が創設されました

平成22年度の卒業予定者で就職先が未決定の方も、平成23年2月1日以降、各奨励金の対象になります！

- ▶ **3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金**▶ 大学等を卒業後3年以内既卒者を新卒枠で正規雇用した事業主に、正規雇用での雇い入れから **6ヵ月経過後に100万円支給**します。
- ▶ **3年以内既卒者トライアル雇用奨励金**▶ 中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用で育成し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。
  - ・有期雇用期間（原則3ヵ月）：対象者1人につき **月10万円**
  - ・有期雇用終了後の正規雇用から **3ヵ月経過後に50万円**
- ▶ **既卒者育成支援奨励金**（成長分野等の中小企業事業主が対象です）▶ 大学等、高校、中学を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用で育成し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。
  - ・有期雇用期間（原則6ヵ月）：対象者一人につき **月10万円**
  - ・座学等に要する経費（原則3ヵ月）： **月額上限5万円**
  - ・有期雇用終了後の正規雇用から **3ヵ月経過後に50万円**

今号では、3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金の概要を紹介します。各制度の詳細については、次のURLをご覧ください。

3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/c-top-a.pdf>

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/c-top-b.pdf>

既卒者育成支援奨励金  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/kisotsu\\_j.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/kisotsu_j.pdf)

新卒者就職実現プロジェクト事業の対象者の拡充について  
<https://krs.bz/roumu/c?c=1917&m=18900&v=0cfbd239>

### 3. 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金の概要

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワーク（注）に提出してください。

3年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給します。

※当奨励金は、平成23年度までの時限措置です。

#### 正規雇用での雇入れから6ヵ月経過後に100万円を支給

##### どんな人を雇い入れると奨励金が支給されるか

大学等を卒業後3年以内の既卒者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者であり、1年以上継続して同一事業主の下で正規雇用された経験がない人。

- ※ 大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。
- ※ ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている者で、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた者が対象となります。
- ※ 平成22年度においては、平成20年3月以降に大学等を卒業した者が対象となります。

##### 奨励金の支給対象となる事業主

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な大学等求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主。

- ※ 正規雇用として雇い入れるとは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者は除く）として雇用する場合」を指します。

##### 奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6ヵ月経過後に、100万円を支給

- ※ 奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で1事業所あたり1回限りとなります。

（注）新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

徳島新卒応援ハローワーク 徳島市寺島本町西1-61 徳島駅クレメントプラザ5階  
TEL088-625-1735 平日10:00～18:00

ご利用に当たっては、必ず事前に都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。（奨励金の支給にはその他にも一定の要件があります）



# 技のまつり～ とくしま技能フェスタを開催します

徳島県は、徳島県職業能力開発協会、徳島県技能士会連合会と共催で、とくしま技能フェスタを開催します。会場では、徳島県技能士会連合会会員及び各テクノスクール訓練生の作品を展示・即売するほか、親子で楽しめる各種ものづくり体験イベント、レクリエーションを開催します。

**と き**：平成23年3月5日（土）10：00～16：30

平成23年3月6日（日）10：00～16：30

**ところ**：スーパーセンターマルナカ徳島店3F イベントコーナー（徳島市西新浜町1丁目6-1）

**入場料**：無料

**お問い合わせ**：徳島県労働雇用課 職業訓練企画担当（TEL088-621-2345）

**主催**：徳島県・徳島県職業能力開発協会・徳島県技能士会連合会

とくしま技能フェスタ第1部 徳島県技能士会連合会開催イベント	とくしま技能フェスタ第2部 徳島県立テクノスクール開催イベント
3月5日（土）	3月6日（日）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●技能士の作品展示、即売、ものづくり体験イベント</li> <li>●各種畳・花台等展示即売、花台製作 （徳島県畳技能士会）</li> <li>●和服・和装小物展示即売、簡単に作れる和装小物 （徳島県和裁技能士会）</li> <li>●実印と銀行印の説明、落款彫刻 （徳島県印章彫刻技能士会）</li> <li>●壁絵（花、ダルマ）、泥団子作り （徳島県左官技能士会）</li> <li>●電動ロールオーニング等展示即売、簡易手さげ作り （徳島県テントシート技能士会）</li> <li>●銅バケツ等展示即売、銅折りづる等製作 （徳島県板金技能士会）</li> <li>●デザインタイル展示即売・鉢のタイル貼り体験 （徳島県タイル技能士会）</li> <li>●LEDサイン、銘板等展示即売、室内札作り （徳島県屋外広告協同組合）</li> <li>●造園施工写真パネル展示 （徳島県造園技能士会）</li> <li>●暮らしにとけ込む窓ぎわからの提案、展示 （徳島県室内装飾事業協同組合）</li> <li>●地球環境にやさしい塗料の紹介、相談窓口の設置 （社）日本塗装工業会徳島県支部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家具、木工品などの実習作品の展示、即売</li> <li>●レクリエーションコーナー</li> <li>●ミニモノレール・すべり台（金属技術科）</li> <li>●さかなつり（インテリア木工科）</li> <li>●ハンドマッサージ（美容科）</li> <li>●頭皮診断&amp;ヘッドマッサージ（理容科）</li> <li>●LED親子工作コーナー（電子機器科）</li> <li>●あけぼの塗装（塗装科）</li> <li>●ミニ四駆製作 （自動車整備科・車体整備士科）</li> <li>●ミニチェア、鉢置き販売（建築科）</li> <li>●ぱたぱた、どんぐり置物製作（建築科）</li> </ul>

